

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。）別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項に規定する構造計算適合性判定対象建築物の用途に関し必要な事項を定めるものとする。

（構造計算適合性判定対象建築物の用途）

第二条 手数料条例別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項に規定する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二一に規定する規則で定める用途は、市場、畜舎、たい肥舎及び自転車駐車場とする。

2 手数料条例別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項に規定する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二八に規定する規則で定める用途は、銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、旅館、放送局、診療所、演芸場、展示場、神社、寺院、教会、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バツティング練習場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

3 手数料条例別表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項に規定する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二五に規定する規則で定める用途は、同欄二一に規定する工場等及び同欄二八に規定するホテル等のいずれにも該当しないものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。